

調整指数

次の各号に該当する場合には、保育園等利用調整実施基準表により算出した指数に、それぞれ当該各号に定める指数を加算し、又は減算する。

(1) 保護者個人に係る調整指数

番号	条件	父	母
1	保護者が身体障害者手帳(1級又は2級に限る。)、精神障害者保健福祉手帳(1級に限る。)若しくは療育手帳(A又はAIに限る。)の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がい有すると認められる場合	5	5
2	保護者が身体障害者手帳(3級に限る。)、精神障害者保健福祉手帳(2級に限る。)若しくは療育手帳(Bに限る。)の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がい有すると認められる場合	4	4
3	保護者が身体障害者手帳(4級から6級までに限る。)、精神障害者保健福祉手帳(3級に限る。)若しくは療育手帳(Cに限る。)の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がい有すると認められる場合	3	3
4	保護者のいずれかが、育児休業を取得しており、入園を希望する月の属する年度の末日までに勤務先で定める育児休業期間が満了する場合	1	1
5	保護者のいずれかが、市内保育施設において保育士として1日に6時間以上かつ1月に20日以上勤務し、又は入園する月から勤務することの確認ができる場合(入園する月から1年以上勤務することが確実であると認められる場合に限る。)	5	5
6	保護者のいずれかが、市内保育施設において保育士として5以外の条件により勤務し、又は入園する月から勤務することの確認ができる場合(入園する月から1年以上勤務することが確実であると認められる場合に限る。)	1	1
7	保護者のいずれかが、単身赴任中である場合	1	1
8	福祉事務所長が特に必要と認める場合	1~3	1~3

(2) 保護者世帯に係る調整指数

番号	条件	指数
1	ひとり親世帯又は両親不存世帯の場合(離婚調停中を含み、別居のみを除く。)	8
2	1以外のひとり親世帯(行方不明、拘禁又は退院の見込みがない入院が原因である場合を含む。)	4
3	保育園保育料及び学童保育料に未納のある世帯(納付の督促に対して誠意ある対応が認められない場合に限る。)	未納月数×-2
4	保育施設又は特定地域型保育事業への入園前面接の通知後に入園を辞退した場合(入園を希望する月の属する年度中適用する。)	辞退回数×-10
5	生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の適用を受ける支援給付受給世帯の場合	2
6	入園を希望する児童について、家庭保育室、家庭福祉員又はベビーシッター(親族以外の個人を含む。)から1日に4時間以上かつ1月に16日以上有償の保育(育児休業中における育児休業の対象となる児童に係る保育を除く。)を受けている場合(その期間が利用の申込みに係る選考の前日において1月以上である場合に限る。)	2
7	入園を希望する児童が障がい有する場合	1
8	入園を希望する月において、未就学児(当該児童を含む。)が2人いる世帯	1
9	入園を希望する月において、未就学児(当該児童を含む。)が3人以上いる世帯	2
10	入園を希望する児童が多胎児である世帯(当該児童に係る入園に限る。)	2
11	児童の入園を希望する保育施設又は特定地域型保育事業に、既に当該児童の兄弟姉妹が入園し、又は入園が内定している世帯	3
12	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている同居の家族(当該児童又は保護者を除く。)がいる世帯	1
13	要介護3以上(在宅介護に限る。)の同居の家族(当該保護者を除く。)がいる世帯	1
14	入園を希望する月までに市内に転入する予定がなく、市内に勤務地がある場合	-6
15	入園を希望する月までに市内に転入する予定がなく、市内に勤務地がない場合	-8
16	2歳児までを保育の対象とする保育施設又は特定地域型保育事業を2歳児クラスで卒園した児童がいる世帯(当該児童に係る入園に限る。)	5
17	市内の認可外保育施設で1月に64時間以上の利用を常態としている場合において、当該施設の特設教育・保育施設又は特定地域型保育事業への移行に伴い、移行後の当該施設を第1希望とするとき。	5
18	認可外保育施設で1月に64時間以上の利用を常態としている場合において、当該施設で入園を希望する月以降の保育を受けることができなくなるとき。	5
19	社会的な養護が必要な世帯	3
20	福祉事務所長が特に必要と認める場合	1~3

同一指数世帯の優先順位表

番号	条件	該当
1	兄弟姉妹が保育園に在園中の世帯	
2	保育園保育料の滞納がない世帯	
3	保護者の育児休業取得により一度退園した児童が再度入園を希望する世帯	
4	疾病、心身障がい、介護又は看護、災害の順	
5	証明書等の提出書類が全て提出されている世帯	
6	前年度分の市民税所得割額が低額の世帯(これにより難しい場合は、前々年度分、前々々年度分の順により判断する。)	